

「GRI スタンダードを読む会」レポート

特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム

1. 日時：2017年9月19日（火）、10月6日（金）、11月20日（月）いずれも15時～17時
2. 場所：株式会社クレアン東京本社会議室
3. テーマ：定量化が難しく、マイナスのインパクトが大きいS=Social（社会）について焦点を当てた「GRI スタンダードを読む会」を開催
4. 主催者：特定非営利活動法人サステナビリティ日本フォーラム
5. 参加者：延べ47名（オブザーバー含む）

6. 「GRI スタンダードを読む会」開催背景

・ESGの主流化。世界最大の年金基金であるGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が1兆円をパッシブ投資に充てると発表。2017年7月3日には、3つのESG指数を初めて選定。11月にも環境をテーマとして指数を募集することとなった。ただし、自らは運用には関わらず、指数を選定するのみ行う。

・EU：改訂されたEU会計指令が2017年から加盟各国で施行。非財務情報の会計情報の中での義務化（環境事項、社会及び従業員関連事項、人権尊重、並びに腐敗防止及び贈収賄事項に関する情報）

・GRIもこのEU会計指令の動きに合わせる形でGRIスタンダードを発行

・第1版から第4版までの「ガイドライン」は、これまで助言や勧告といった捉え方をされていた。今回の改訂で法令に合わせて活用できる規準「スタンダード」に格上げされた。

・GRIスタンダードの最初の対照表としてEU会計指令との表をリリース

<https://www.globalreporting.org/standards/resource-download-center/linking-gri-standards-and-european-directive-on-non-financial-and-diversity-disclosure/>

<また国内の動きを見ると...>

・環境省の情報開示基盤整備事業 企業400社、金融機関200社が参加

・事業会社と金融機関を繋ぎ、ESG対話を通じて2020年に向けて、情報開示のインフラとして成立させることが目的

・事業会社は、ガバナンス(G)にコーポレートガバナンス報告書を紐づけ、環境(E)情報もXBRLで入力。「社会(S)」情報だけ、XRBLの整備がなされていない。

・また、所管する省庁にまとまりがないために結局のところ、GRIを参照することになってしまう。民間で作る案も今のところの選択肢に含まれる。

・環境省は、環境報告ガイドラインの改訂を2018年に予定

<どのベクトルでこれからの情報開示を検討するか>

・「グローバル展開は行っていない。また、NGOに叩かれるほど業界のトップランナーではない。そのため、GRIスタンダードは関係ない」の考えでは危険。

・環境報告ガイドラインは、中小企業向けにキーの情報を開示できる内容に改訂したい。

- ・ GRI スタンダードなど国際的な開示フレームワークとほぼ整合性をとる。

7. GRI スタンダードの構造

GRI スタンダードは、組織が持続可能な発展に対して与える、プラスおよびマイナスの関連情報を提供することを目的とする。サステナビリティ報告書を作成するすべての組織が適用対象となる共通スタンダード（100 シリーズ）と組織のマテリアルな項目に応じて報告することが求められている項目別のスタンダード（経済 200、環境 300、社会項目 400 シリーズ）から成る。

8. GRI スタンダードについて特筆すべき点

マテリアリティの特定と並んで重要な概念にデュー・ディリジェンスがある。GRI スタンダードにおける「デュー・ディリジェンス」とは組織が及ぼす顕在的および潜在的なマイナスのインパクトについてこれを識別、防止、軽減し、対処に責任を負うプロセスをいう。

9. GRI スタンダード活用事例

GRI に 20 年間携わっている米国のゼネラルモーターズが、2017 年 6 月に発行したサステナビリティ報告書を GRI スタンダードに基づき、開示している。海外事例は、GRI スタンダードの適用年の 2018 年より以前に参考できるものとしてご活用いただきたい。

<http://www.gmsustainability.com/gri.html>

10. GRI スタンダードを読む会 第 1 回「労働慣行とディーセント・ワーク」

講師：日本労働組合総連合会 副事務局長 新谷 信幸 様

- ・日本の年金の規模 各社の総計で約 91 兆円。これを ESG 投資に変えていきたい。ただし、現時点では年金運用者の知識が乏しい状況。ESG 投資への理解からスタートしなければならず、道のりは遠い。

- ・ストライキ基金の積立額も相当な金額（組合平均で 7 億以上※事務局調べ）。新しい現実の中で古い議論を再考し、良い方向に繋げたい。

- ・労働者の権利のために株主の力を活用することを目的に設置された労働者資本委員会（CWC : Committe on Worker's Capital）の現在の中心的議題は、労働組合として考慮すべき「社会（S）」の指標に関して。

- ・2017 年 2 月に策定された「労働者の人権と労働基準を評価するための指針集」の中で、①労働者の構成、②社会対話、③従業員参加、④サプライチェーン、⑤労働安全衛生、⑥給与水準、⑦苦情処理メカニズム、⑧教育研修、⑨職場の多様性、⑩従業員のための年金基金拠出の 10 項目に紐づく指標から構成される。

- ・労働慣行と人権の違い

→社会項目（GRI スタンダード 400 シリーズ）について EU 会計指令では、社会及び従業員関連事項、人権尊重、並びに腐敗防止及び贈収賄事項に関する情報と整理。従業員関連事項、つまり

人事データと捉えることができる。

・2017年11月に開催されたCOP23（ドイツ・ボン）のサイドイベントで国際労働機関（ILO）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）などが気候変動を加味した経済への移行が雇用にどのように影響するかについての議論を行った。

・労働慣行や人権について機関投資家やNGOが注視している業態に農林水産業、ICT、アパレル、運輸業がある。いずれも低価格競争にさらされやすく、金融取引所で国際的な価格が決まり、労働者を過酷な労働環境に追い込む。

- ・その是正を目的に一部の投資家がNGOと協働し、企業のランキングを行う動きがある（後述）。
- ・また、新たな問題としてプラットフォームワーカーの権利について国際的な議論が始まっている。

11. GRI スタンダードを読む会 第2回「人権」

講師：公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 ファンドレイジング部門・副ディレクター 土井 陽子 様

・ロンドンを拠点とし、世界80カ国、700万人のサポーターを有する国際NGOとしてアドボカシー活動を行う。

・ノルマ制、ノルマを達成しない場合は罰則や給与減額、児童労働、農薬による健康被害などの労働搾取がパーム油や採掘産業の現場で起きている。

・企業が求められる対応として、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンスの実施（人権への影響を評価、結果への対応と経営への統合、追跡検証、情報公開）、③救済措置の設置（苦情処理メカニズムの整備）がある。

・ビジネスと人権に関する指導原則をまとめたハーバード大学ケネディ行政大学院教授 ジョン・ラギー氏が2015年に発表した人権の情報開示に関する「国連指導原則 報告フレームワーク」の日本語版を味の素株式会社が作成・公表。

<https://www.ajinomoto.com/jp/activity/useful/>

- ・進化する企業の人権評価の例として「Kno the Chain」と「CHRB」がある。

①<https://knowthechain.org/>

米カルフォルニア州のサプライチェーン透明性法（2010年）を端に発して設立されたアライアンス。英国現代奴隷法（2015年）の制定の際には事前インプットを行うなどしている。

②<https://www.corporatebenchmark.org/>

世界初の人権ベンチマーキング評価。2017年11月の第6回国連「ビジネスと人権フォーラム」で行われたセッションにCHRBが登壇。同じく登壇したコカ・コーラの担当者もベンチマーキングの企業にとっての有益性について積極的に発言。

12. GRI スタンダードを読む会 第3回「腐敗防止」

講師：経済産業省 知的財産政策室 後藤 慎平 様、株式会社インテグレックス 代表取締役社長 秋山 をね 様

- ・国際的な商取引における外国公務員への不正な利益の供与が競争条件を歪めているとの認識のもと、これを防止する「外国公務員贈賄」が日本でも「不正競争防止法」の中で定められている。
- ・OECD 非加盟国への適用が今後のフェーズ。各国の法規制も大変厳しくなっている。そのような中、日本企業の間では、リスクの大きさへの理解が不十分である。
- ・良くある質問 1：税関職員に心づけを渡す行為→NG
- ・良くある質問 2：訪日外国人に対して交通費を負担し、過度な接待をする行為→NG
- ・これまでに 4 件の外国公務員贈賄罪が発生。一般的にアジア、中東、アフリカ、南米等は贈賄リスクが高いと考えられている。
- ・どういった行為が不正にあたるか、麗澤大学大学院経済研究科教授 高 巖 氏がまとめた「R-BEC013 外国公務員贈賄防止に係わる内部統制ガイダンス」がひとつ参考になる。
http://www.reitaku-u.ac.jp/site_reitaku/wp-content/uploads/2009/04/20090402_r-bec013.pdf
- ・2015 年と 2016 年に行ったインテグレックス調査の質問票「海外腐敗防止」も高 教授が協力し、R-BEC013 が参考元となっている。
- ・これまでは「グレーゾーン」として免れている部分があったが、新しい現実の中では通用しないことを参加者一同確認した。